

○米沢市市民憲章推進協議会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米沢市市民憲章精神に則り、本市において率先してよりよい市民生活の充実向上のため尽力し、その功績が顕著な個人又は団体、並びに他の模範となる善行をした青少年の個人又は団体を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(内申)

第2条 本会の委員、地区委員、各小中高等学校長は、第3条各号に該当する個人又は団体について、その事実を記載し会長に内申を行うことができる。

(被表彰者)

第3条 表彰される者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 芸術や教育、文化の発展に尽くし、他の模範である者
- (2) 勤労をたつとび産業の発展に尽くし、他の模範である者
- (3) 互いに助け合い地域福祉の向上に尽くし、他の模範である者
- (4) 公德心を高揚しきれいなまちづくりに尽くし、他の模範である者
- (5) その他、市民憲章の実践や善行の事実が他の模範である者

2 ただし、当該事績について大臣表彰など既に国・県・市、関係機関から上位の表彰を受けている者は、被表彰者から除くものとする。

(表彰)

第4条 会長は、第2条の内申及び協議会の推薦する者について、別に定める選考委員会に諮り、その実績を審査し、表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状をもってこれを行なう。

(登録)

第6条 表彰の実績は、別に定めるところによりこれを登録し、永久に保存する。

(その他必要な事項)

第7条 その他必要な事項は、常任委員会に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成元年6月26日から適用する。

この規程の一部を改正し、平成6年1月17日から適用する。

この規程の一部を改正し、平成13年1月17日より適用する。

この規程の一部を改正し、平成21年6月5日より適用する。

この規程の一部を改正し、平成22年6月4日より適用する。

この規程の一部を改正し、平成29年4月1日より適用する。